

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の一部改正について

〔 19 生産第 9423 号 〕
平成 20 年 3 月 31 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年 5 月 29 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

最終改正 平成 24 年 4 月 6 日

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、別紙のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱を一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が制定されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

第2 目 的

本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 事業の内容等

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び交付率は別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び第2の目的を達成する観点から、整備事業（別表1の事業内容欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

(2) 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関するマニュアル等を作成・配布することにより、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第4 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

第5 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記2

別表 1（第 3 関係）鳥獣被害防止総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対応型	1 推進事業 (1) 被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②個体数調整 ③被害防除 ④生息環境管理 (2) 実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入	生産局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。	1 推進事業 定額、1/2 以内（ただし、被害防止活動推進における上限単価及び限度額並びに実施隊特定活動における上限単価については、生産局長が別に定めるところによる。）
2 広域連携型	2 整備事業 (1) 鳥獣被害防止施設 (2) 処理加工施設 (3) 地域提案		1 被害防止計画を作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 整備事業を実施する場合は、受益戸数が 3 戸以上であること。 3 整備事業を実施する場合は、生産局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする。 4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。	2 整備事業 定額、1/2 以内 上記に関わらず、沖縄県にあっては 2/3 以内、次の（1）から（5）までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、5.5/10 以内とする。（上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できるとし、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価については、生産局長が別に定めるところによる。） （1）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 （2）過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。） （3）離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

				(4) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
--	--	--	--	--

別表 2（第 3 関係）鳥獣被害対策基盤支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 地域リーダー育成研修事業	1 地域リーダー育成研修事業 被害防止対策を担う人材（地域リーダー）の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催・運営を実施する事業とする。	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び協議会（生産局長が別に定めるものとする。）	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 地域リーダー育成研修事業 （1）全国 2 ケ所以上で研修会を開催すること。 （2）生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	定額（ただし、限度額については、生産局長が別に定めるものとする。）
2 対策手法確立調査・実証事業	2 対策手法確立調査・実証事業 新たな被害防止技術手法の確立・普及を図るため、取組地区を対象とした調査及び効果の検証、被害防止技術に関する検討会の開催、対策手法に関するマニュアル等の作成・配布等を行う事業とする。		2 対策手法確立調査・実証事業 （1）捕獲技術等を用いた取組地区等を 4 ケ所以上調査・検証すること。 （2）被害防止技術に関する検討会を 1 ケ所以上で開催すること。 （3）生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	
3 利活用技術指導者育成研修事業	3 利活用技術指導者育成研修事業 捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催・運営を実施する事業とする。		3 利活用技術指導者育成研修事業 （1）全国 4 ケ所以上で研修会を開催すること。 （2）生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	

(別記 1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第 1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第 4 条に基づき 1 の被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1 の被害防止計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画（以下「広域都道府県域計画」という。）にあっては、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実施計画にあっては、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2 により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3 の提出を行う際に、都道府県計画に地域提案及び自らが事業実施主体となる事業実施計画がある場合には、これらの内容について、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、4 の協議又は 2 の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、生産局長が別に定める重要な変更該当するときは、2、3、4 及び 5 を準用して手続を行うものとする。また、地域提案に係る内容を変更する場合にあっては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に報告するものとする。

また、広域都道府県域計画についても、生産局長が別に定める重要な変更該当するときは、2 及び 5 の規定を準用するものとする。

第 2 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした

本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第3 事業の実施期間

本事業は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし広域都道府県域事業実施主体にあつては、地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあつては、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) により事業評価の報告を受けた場合は、その内容

を点検評価し、その結果を地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) 及び (2) により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

- (4) 生産局長は、(3) により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

- (1) 1 の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、生産局長が別に定めるところにより、広域都道府県域事業実施主体にあつては、地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあつては、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、生産局長が別に定めるところにより、当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1) 及び (2) により報告を受けた場合、当該広域都道府県域事業実施主体及び当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

鳥獣被害防止総合支援事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 戸別所得補償制度に関する施策
- (3) 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- (4) 農地・水・保全管理に関する施策
- (5) 中山間地域等直接支払に関する施策
- (6) 森林・林業・木材産業づくり交付金に基づく施策
- (7) 健全な内水面生態系復元等推進事業に基づく施策
- (8) 頑張る地方応援プログラムに基づく施策

(9) 農地情報共有化に関する施策

(別記 2)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第 1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。
- 2 1 の規定は、生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更について準用するものとする。

第 2 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

第 4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、生産局長が別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第 5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を、毎年度、生産局長に報告するものとする。

第 6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、生産局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。